

令和5年度大学認証評価を振り返って

一般財団法人大学・短期大学基準協会

大学認証評価委員会

委員長 麻生 隆史

1. 機関別評価結果

令和5年度は6大学に対して評価を行いました。評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努め、本協会が定める大学評価基準を満たしていることから、6大学を「適格」と認定しました。

2. 三つの意見

(1) 特に優れた試みと評価できる事項 (41件)

「基準Ⅰ ミッションと教育の効果」が14件、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」が19件、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」が6件、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」が2件でした。基準別にみると、大学や学部等の特長を生かした地域・社会への貢献(Ⅰ-A「ミッション」)、外部評価を取り入れたPDCAサイクルによる点検・評価活動(Ⅰ-C内部質保証)、学習成果の獲得状況の分析・結果の公表(Ⅱ-A「教育課程」)、アドバイザー制及びリーダー制による学習・生活支援、教職協働による各種センターでの生活・就職支援(Ⅱ-B「学生支援」)、教職員同権限での学内委員会の運営(Ⅲ-A「人的資源」)などの評価がありました。

(2) 向上・充実のための課題 (16件)

基準Ⅰが2件、基準Ⅱが5件、基準Ⅲが6件、基準Ⅳが3件でした。基準別にみると、卒業認定・学位授与の方針の明確化(Ⅱ-A「教育課程」)、経常収支バランス等の改善(Ⅲ-D「財的資源」)に関する指摘がありました。

今後、指摘を受けた評価校はこれらの指摘事項について早期に改善に取り組んでいただきたいと思えます。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項 (4件)

基準Ⅱが2件、基準Ⅳが2件でした。指摘事項については年度内の改善を求め、その改善状況を確認しました。概要は以下のとおりです。

「基準Ⅱ-A 教育課程」

- ① 一部の授業科目において、「履修規程」及び「成績考査規程」にのっとり単位認定が行われていない。
- ② 「大学院学位論文評価基準」が制定されておらず、公表されていない。

「基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ」

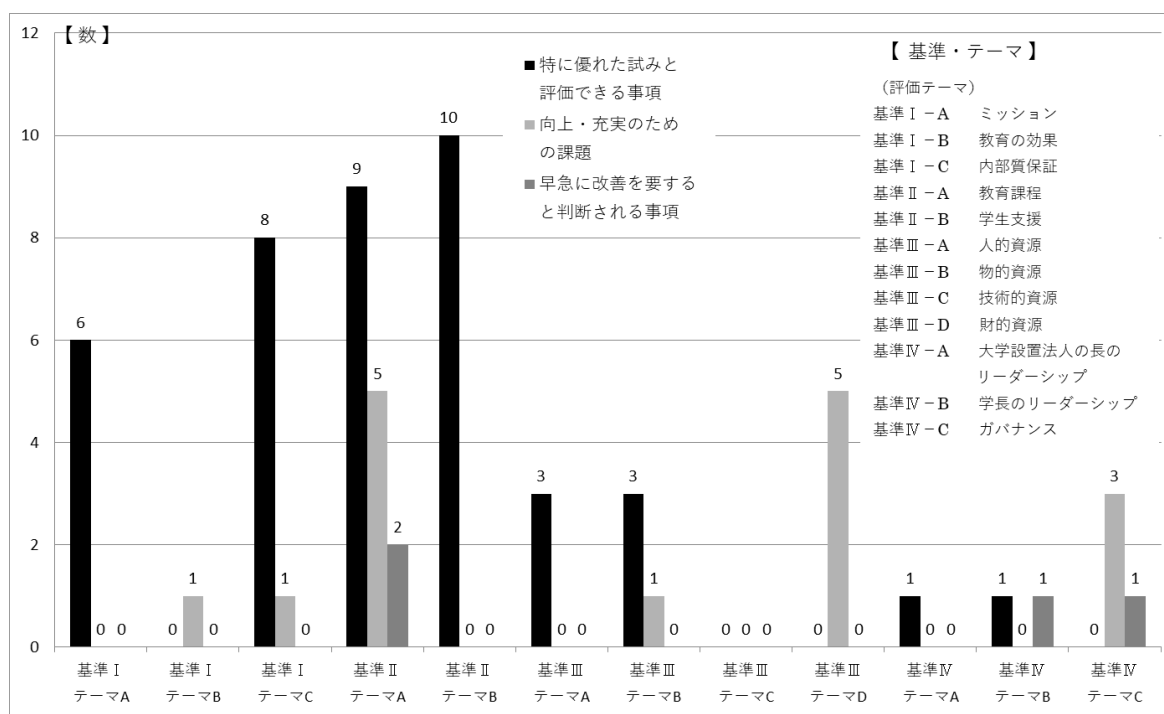
- ① 教授会の意見を聴くべき「学生の入学」に関する事項が教授会で報告のみとなっている。

「基準IV-C ガバナンス」

- ① 学校教育法施行規則において公表が義務付けられている「大学院学位論文評価基準」が未公表である。

これらの指摘事項については、各会員大学におかれてもご確認いただきたいと思います。

評価テーマ別にみた三つの意見（令和5年度）



3. 今後の評価に向けて

- (1) 本協会においては、令和4年10月1日施行の大学設置基準等及び令和7年4月1日施行の私立学校法等を踏まえ第4評価期間（令和7年度～13年度）から適用する大学認証評価要綱、大学評価基準について、昨年12月から本年1月にかけてパブリックコメントを実施し、いただいたご意見を踏まえての改定を行いました。改定後の大学認証評価要綱及び大学評価基準は本協会ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認の上、学内で共有いただきますようお願いいたします。
- (2) 認証評価要綱、大学評価基準等の改定に当たっては、引き続き教育研究の質の保証・向上に資するよう内部質保証の体制の構築や継続的な運営等の充実が図られるものとし、関係法令改正に適切に対応しているかどうか、学修者本位の教育の実施に当たっては、学習成果の獲得状況について根拠を基に学生と共有するとともに、大学として社会への公表に努めているかどうかなどを求めるものとしています。改定後には各会員大学にご案内いたしますのでご確認をお願いいたします。なお、第4評価期間における諸運営の向上・充実に向けての検討を行うに当たっては、その基本となる、特に次の2点について今一度ご確認等いただきますようよろしくお願いいたします。

① 「学習成果」について

本協会では、「学習成果」を、プログラムやコースなど、一定の学習期間終了時に、学習者が知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を言明したもの、としており、学習者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示され、それぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学習者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならぬものとしています。

このため、本協会では、「学習成果」を定め、「学習成果」を獲得させるために三つの方針を一体的に策定しているか、「学習成果」を学生が獲得したかについて点検・評価する査定の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証しているかなどを確認・評価してきました。会員大学においては、引き続きこれらの検証に加え、「学習成果」の獲得状況の可視化に努め、それらを学生と共有するとともに、大学としての状況を広く社会に公表していくことなどについて適切な対応をお願いいたします。なお、「学習成果」については、その用字にとられる必要はありませんが、上記の趣旨を踏まえたものとなっているかについてご確認願います。

② 関係法令の遵守

一般の私立学校法改正及び大学設置基準改正等に対する検討が進められていると思いますが、その他関係法令についても点検いただき、適正な対応が図られているかについてご確認願います。

最後に、本年度の認証評価を受けた評価校の ALO をはじめとする関係者の皆様、また、評価を担当された評価員の皆様（24名）のご尽力に改めて感謝を申し上げます。

教育の質保証を継続的に図っていくためには、まず自己点検・評価に積極的に取り組むことが重要です。自己点検・評価活動を継続して行うとともに、定期的に自己点検・評価報告書等を公表し、学内外からの意見を求め、さらに改善を図ってください。今後より一層自己点検・評価活動を充実させ、内部質保証に努めることを望みます。